

### 【「Over Drive」のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時…………… 契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中…………… 保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.50% / 365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.268%程度(消費税込) / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中…………… 年金受取総額保証型特別勘定年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時…………… 契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて 4% ~ 1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

目標値に到達し確定年金で受取る場合、または一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して 1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

\*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### 【ご注意いただきたい事項】

契約後 3 年以内に目標値に到達しても運用成果は確保されません。

一般勘定で運用する年金種類で受取る場合の年金額は、年金原資、および移行日または年金受取開始日における基礎率(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることにより保証されますので、年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

「Over Drive(オーバードライブ)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要 / 注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険(2005)「Over Drive(オーバードライブ)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com/>)をご覧ください。

### 【「Orchard」のリスクについて】

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### 【お客さまにご負担いただく費用について】(ご負担いただく費用の合計は、以下を足し合わせた金額となります。)

- ご契約時…………… 契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 積立期間中…………… 保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.90% / 365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費<sup>\*</sup>として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.315%程度(消費税込) / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金受取期間中…………… 保証金額付特別勘定終身年金での受取期間中も特別勘定で運用するため、積立期間中と同様の保険関係費および資産運用関係費が控除されます。
- 解約・一部解約時…………… 契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて 4%～1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。

一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取期間中に年金管理費として、年金受取額に対して 1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。

\*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### 【ご注意ください事項】

受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額によってはこの保証率を下回る可能性があります。運用実績によっては年金額がステップアップしない場合があります。

「Orchard」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005)「Orchard」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com/>)をご覧ください。

## 「Over Drive (オーバードライブ)」商品概要

[ 運用成果自動確保特則付年金総額保証型特別勘定年金特約付変額個人年金保険 (2005) ]

契約年齢 (被保険者の満年齢)	0 ~ 75 歳											
保険料支払方法	一時払											
基本保険金額 (一時払保険料)	最低 200 万円 最高 4 億円 (1 万円単位)											
積立期間	10 年											
目標値の設定	基本保険金額の 120%、130%、140%、150% 目標値を設定しないことも可											
特別勘定およびその資産比率	バランス 40 国内株式 20% 外国株式 20% 国内債券 30% 外国債券 30%											
年金受取方法	積立期間中に積立金額が目標値 (目標金額) に到達した場合 <u>確定年金 (年金受取期間: 10 年)</u> 第 1 回年金受取日は、目標値に到達した日の翌日 (移行日) を起算として、その翌年の応当日からとなります。 移行日から第 1 回年金受取日前日までの間に、年金受取人が他の一般勘定で運用する年金種類に変更することができます。											
	積立期間満了までに積立金額が目標値 (目標金額) に到達しなかった場合、または目標値を設定しなかった場合 <u>年金総額保証型特別勘定年金 (年金受取期間: 15 年)</u> ・年金受取総額保証: 年金受取開始日の基本保険金額に対して 105% ・年金額: 年金受取開始日の基本保険金額に対して 7% 年金受取開始前にご案内する書面にて一般勘定で運用する年金種類に変更することができます。 年金総額保証型特別勘定年金 (年金受取期間: 15 年) 以外の受取方法に変更した場合、年金受取総額の保証はなくなります。 年金受取開始日は、被保険者が年金受取開始年齢に達した直後に到来する年単位の契約応当日となります。											
年金種類の変更 (選択できる年金種類)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>年金受取期間 (保証期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>5年、10年、15年、20年</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>終身</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>終身 (5年、10年、15年)</td> </tr> <tr> <td>保証期間付夫婦年金</td> <td>終身 (5年、10年、15年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>年金種類の変更については年金受取開始年齢等、所定の要件があります。</p>		年金種類	年金受取期間 (保証期間)	確定年金	5年、10年、15年、20年	年金総額保証付終身年金	終身	保証期間付終身年金	終身 (5年、10年、15年)	保証期間付夫婦年金	終身 (5年、10年、15年)
年金種類	年金受取期間 (保証期間)											
確定年金	5年、10年、15年、20年											
年金総額保証付終身年金	終身											
保証期間付終身年金	終身 (5年、10年、15年)											
保証期間付夫婦年金	終身 (5年、10年、15年)											
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の 3%										
	保険関係費	積立金額に対して年率 2.50%										
	資産運用関係費*	積立金額に対して年率 0.268%程度 (消費税込)										
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取額に対して 1.0%										
解約控除率	4 ~ 1% (10 年未満) 積立期間中に積立金額が目標値 (目標金額) に到達した場合の一括受取には解約控除適用はありません。											
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回・契約の解除) の対象											

\* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

\* 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

## Orchard

特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005) [オーチャード]

オーチャード

## 「Orchard」商品概要

特別勘定終身年金特約(07)付変額個人年金保険(2005)

契約年齢(被保険者の満年齢)	51歳～80歳					
保険料支払方法	一時払のみ					
基本保険金額 (一時払保険料)	300万円以上5億円以下(1万円単位)					
積立期間	1年					
特別勘定	バランス35					
特別勘定の資産比率	国内株式20%、外国株式15%、国内債券35%、外国債券30%					
スイッチング (積立金の移転)	取扱いません					
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金					
年金受取期間	終身					
年金額	契約時の被保険者の年齢	51～53歳	54～56歳	57～59歳	60～62歳	63～65歳
	基本年金額の算出率 (基本保険金額に対して)	3.1%	3.2%	3.3%	3.5%	3.6%
	契約時の被保険者の年齢	66～68歳	69～71歳	72～74歳	75～77歳	78～80歳
	基本年金額の算出率 (基本保険金額に対して)	3.8%	4.0%	4.1%	4.3%	4.4%
年金種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金への変更が可能					
	年金種類	年金受取期間(保証期間)				
	確定年金	5年、10年、15年、20年				
	年金総額保証付終身年金	終身				
	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)				
	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)				
諸費用	契約初期費用	一時払保険料の3%				
	保険関係費	積立金額に対して年率2.90%				
	資産運用関係費*	特別勘定の資産残高に対して年率0.315%程度(消費税込)				
	年金管理費	一般勘定で運用する年金種類の年金受取額に対して1.0%				
解約控除率	4～1%(10年未満)					
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象					

\*資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

\*資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。